

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人穴見加代財団（以下「当財団」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、当財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条により置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当財団を主たる勤務場所とし原則週3日以上出勤する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行にあたって、必要となる費用をいう。

第3条（報酬等の額の決定）

- 1 当財団の評議員には、定款第14条に定める報酬の範囲内において、評議員会に出席した場合に、1人1回につき5万円（源泉税控除後）を報酬等として支給する。
- 2 当財団の常勤理事及び常勤監事には、各年度の報酬等の総額が1,000万円（退職手当は含まない。）の範囲内において、その者の勤務条件、職能、経験、年齢に応じて、別表に定める等級に応じた額を評議員会が決定し、これを報酬等として支給する。
- 3 当財団の非常勤理事及び非常勤監事には、各年度の報酬等の総額が200万円の範囲内において、理事会または評議員会への出席をした場合に、1人1回あたり5万円（源泉税控除後）を報酬等として支給する。

第4条（報酬等の支給方法）

- 1 役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。
- 2 その支給方法は、常勤役員については、毎月25日（ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。）に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

第5条（費用）

当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

第6条（改正）

この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(別表)

1. 常勤理事の報酬年額

等級	報酬年額
1	3,000,000円
2	4,000,000円
3	5,000,000円
4	6,000,000円
5	7,000,000円
6	8,000,000円
7	9,000,000円
8	10,000,000円

2. 常勤監事の報酬年額

等級	報酬年額
1	3,000,000円
2	4,000,000円
3	5,000,000円

附則

この規程は、2023 年 12 月 25 日から施行する。

一部改訂 2025 年 10 月 6 日

一部改訂 2026 年 3 月 24 日